

岐阜県公報

第 三 千 四 号

平 成 三 十 年 十 二 月 七 日

(金曜日)

目 次

告 示

道路の区域変更 (道路維持課) 七五二
 建築基準法に基づく道路の指定の取消し (建築指導課) 七五二

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表 (監査委員) 七五三
 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 七五六
 行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 七六三
 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 七六四

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業・金融課) 七六五
 落札者等に関する公示 (郡上土木事務所) 七六五
 平成三十一年度岐阜県立高等学校全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員 (教育総務課) 七六六

岐阜県告示第六百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

告 示

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)	備 考
県道	乙北 狩野線	岐阜市北野北三五七番地 先から 同市同 地先まで 二三五番二	前	九(八)	三(五)	
			後	二(〇)	三(五)	

岐阜県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道 三百六十 五号	大垣市上石津町大字下山 字下川原一三六七番地先 から	同市同 二二七四番地先 まで	同市同 町大字同	後	前	別後	員更	敷地	幅	延	長	県道上 石津多 賀線と 一部重 用	
				一八・八	一〇・七	ル	員	敷地	幅	延	長		
				二四・三	一四・六	(員	敷地	幅	延	長		
				五九・六	二五・〇	ル)	員	敷地	幅	延	長		
				五九・六	二五・〇	ル)	員	敷地	幅	延	長		
				五九・六	二五・〇	ル)	員	敷地	幅	延	長		

岐阜県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道 恵那川 東白川線	中津川市蛭川字遠ヶ根七 三番七地先から	同市同 字同	七	後	前	別後	員更	敷地	幅	延	長		
				一七・〇	二一・一	ル	員	敷地	幅	延	長		
				一六・四	二一・七	(員	敷地	幅	延	長		
				三六・八	三六・八	ル)	員	敷地	幅	延	長		

岐阜県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道 八幡水 線	郡上市八幡町河鹿字西ノ 笠五七番二地先から	同市同 町同	字焼山 六番三地先まで	後	前	別後	員更	敷地	幅	延	長		
				七二・二	三三・七	ル	員	敷地	幅	延	長		
				三三・七	二六・七	(員	敷地	幅	延	長		
				二六・七	二六・七	ル)	員	敷地	幅	延	長		

岐阜県告示第六百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項に規定する道路の指定

を岐阜・西濃建築事務所長が取り消したので、次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 取消年月日

平成三十年十一月十五日

二 位置、延長、幅員、指定番号及び指定年月日

位 置	延 長 ル(メートル)	幅 員 ル(メートル)	指 定 番 号	年 指 月 日 定
本 市 市 屋 井 字 堂 ノ 城 四 四 九 番 一 地 先 从 同 四 三 七 番 一 地 先 从 迄	三	四	岐 建 築 第 一 二 二 号 の 一 二 一 三	平 成 三 〇 . 一 一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成三十年十月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年十二月七日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
 岐阜県監査委員 太 田 維 久
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 本 良 泉
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 寛 子

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指導あり	指導あり	指導事項	指導事項	検討事項	検討事項
知事直轄	—	—	—	—	—	—
総務部	1	0	0	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	3	1	0	1	1	0
商工労働部	—	—	—	—	—	—
農政部	5	0	2	0	2	0
林政部	2	1	0	3	0	0
県土整備部	3	2	0	2	0	0
都市建設部	1	0	0	0	0	0
県事務所	2	1	1	2	1	0
教育委員会	26	4	8	12	4	8
警察本部	7	3	2	6	3	0
その他	2	0	0	0	0	0
合 計	52	12	13	28	14	14

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所管する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指導あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
 「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、22機関において、14件の指導事項及び14件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 総務部（1機関）

実施機関名	実施年月日
東濃県税事務所	平成30年10月23日

【監査の結果】

特に指導及び指導する事項はなかった。

2 健康福祉部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
精神保健福祉センター	平成30年10月26日	知的障害者更生相談所	平成30年10月26日
発達障害者支援センター	平成30年10月26日		

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内 容
精神保健福祉センター	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 休憩時間を除いた時間について時間外勤務手当を支給すべきところ、これを含めて支給していたことにより、2件3,019円が過払となっていた。 2 週休日に勤務命令により勤務した時間について、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件65,411円が支払不足となっていた。

3 農政部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
郡上農林事務所	平成30年10月18日	水産研究所	平成30年10月30日
中央家畜保健衛生所	平成30年10月26日	中農家畜保健衛生所	平成30年10月26日
東農家畜保健衛生所	平成30年10月26日		

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内 容
郡上農林事務所	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「毒物劇物危害防止規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、定期的に残量を確認すべきところ、正確に確認されていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中農家畜保健衛生所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として66,947円の費用負担が発生し、また、修繕料182,282円（うち相手方負担分57,000円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

4 林政部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
森林研究所	平成30年10月17日	森林文化アカデミー	平成30年10月18日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があつた。

機関名	区分	内 容
森林文化アカデミー	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 休日に勤務命令により勤務した時間（11時から13時まで及び14時から21時まで）について、割り振られた正規の勤務時間（8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで）の全部に勤務を命じたものではないため、代休日の指定はできない。この場合は、正規の勤務時間については休日勤務手当を、それ以外については時間外勤務手当を支給すべきところ、代休日の指定を行ったとして、1時間15分のみ時間外勤務手当を支給していたため、時間外勤務手当1件11,687円、休日勤務手当1件12,622円が支払不足となっていた。 2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつた。
	指摘事項	物品の管理事務において、情報システム機器など56件（取得価格計10,976,814円）を亡失（うちチェンソーなど3件は盗難被害にあつていたもの）としていたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指摘事項	森林文化アカデミー駐車場付近の草刈作業により職員の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として197,000円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

5 県土整備部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美濃土木事務所	平成30年10月17日	可茂土木事務所	平成30年10月29日
東海環状自動車道事務所	平成30年10月26日		

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があつた。

機関名	区分	内 容
美濃土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として24,840円の費用負担が発生し、また、修繕料49,913円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂土木事務所	指摘事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として250,171円の費用負担が生じていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

6 都市建設部（1機関）

実施機関名	実施年月日
中濃建築事務所	平成30年10月29日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

7 県事務所（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県事務所	平成30年10月17日	可茂県事務所	平成30年10月29日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容	
		指摘事項	指導事項
中濃県事務所		来庁者駐車場の管理上の1件の事故について、損害賠償金として233,040円の費用負担が発生していたので、駐車場の管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらるべし。	物品の管理事務において、シュレッダー1件（取得価格77,250円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらるべし。

8 教育委員会（26機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜教育事務所	平成30年10月30日	西濃教育事務所	平成30年10月30日
美濃教育事務所	平成30年10月30日	可茂教育事務所	平成30年10月30日
東濃教育事務所	平成30年10月30日	飛騨教育事務所	平成30年10月30日
岐阜城北高等学校	平成30年10月26日	大垣北高等学校	平成30年10月26日
大垣南高等学校	平成30年10月26日	大垣東高等学校	平成30年10月26日
大垣西高等学校	平成30年10月26日	郡上北高等学校	平成30年10月26日
武義高等学校	平成30年10月26日	関高等学校	平成30年10月26日
加茂高等学校	平成30年10月26日	可児高等学校	平成30年10月23日
多治見高等学校	平成30年10月26日	多治見北高等学校	平成30年10月26日

恵那高等学校	平成30年10月26日	恵那南高等学校	平成30年10月26日
恵那農業高等学校	平成30年10月26日	坂下高等学校	平成30年10月26日
中津商業高等学校	平成30年10月26日	郡上特別支援学校	平成30年10月24日
関特別支援学校	平成30年10月24日	中濃特別支援学校	平成30年10月24日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容	
		指摘事項	指導事項
西濃教育事務所		時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	
美濃教育事務所		外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	
可茂教育事務所		旅費の支出事務において、入力を誤ったことにより、1件10円が過払となつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
岐阜城北高等学校		公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料65,016円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らるべし。	
大垣北高等学校		公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料84,888円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らるべし。	
関高等学校		公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,724円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らるべし。	
加茂高等学校		公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料81,468円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らるべし。	
可児高等学校		物品の管理事務において、電動裁断機など5件（取得価格計743,876円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらるべし。	
多治見高等学校		物品の管理事務において、ビデオカメラなど2件（取得価格計171,460円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらるべし。	

多治見北高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、抜歯装置など3件（取得価格計612,281円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
恵那農業高等学校	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料1,372,200円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

9 警察本部（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜北警察署	平成30年10月26日	養老警察署	平成30年10月26日
郡上警察署	平成30年10月26日	関警察署	平成30年10月26日
可児警察署	平成30年10月26日	多治見警察署	平成30年10月26日
飛騨警察署	平成30年10月26日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜北警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として103,604円の費用負担が発生し、修繕料84,564円が支払われていたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
養老警察署	指導事項	物品の管理事務において、防弾衣1件（取得価格75,808円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
可児警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として178,983円の費用負担が発生していたので、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	物品の管理事務において、防弾衣2件（取得価格計200,850円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料59,400円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指摘事項	公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として183,286円の費用負担が発生し、また、修繕料1,061,509円が支払われていたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

10 その他（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会中農地方事務局	平成30年10月17日	選挙管理委員会可茂地方事務局	平成30年10月29日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年十二月七日

岐阜県監査委員 山本勝敏
 岐阜県監査委員 太田維久
 岐阜県監査委員 山本泉
 岐阜県監査委員 藤良寛
 岐阜県監査委員 杉山祐子

I 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 (平成30年10月末現在)	措置済	今回措置を講じたもの ※	未措置
A	45	B	C	A-B-C
指摘事項	11	17	17	17
指導事項	51	11	19	21
検討事項	5	0	2	3
計	101	22	38	41

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年10月22日、11月2日、11月7日及び11月9日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求めざる事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求めざる事項

検討事項：所轄する事務の執行の適正化のため検討を求めざる事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管業務に對し是正若しくは改善を求めざる事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
管財課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として103,900円の費用負担が発生し、また、修繕料810円が支払われていた。また、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	事故直後に、所長から事故を起こした職員に対し、より慎重な安全運転の周知を指導した。 また、全職員に対しても、直ちに注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から交通安全及び交通事故防止に関する周知徹底を行い、再発防止を図った。 今後も継続的に注意喚起し、職員の交通事故防止を徹底する。
機関名	監査結果	講じた措置
文化創造課	時間外勤務手当等の支給事務において、1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことによる。	過払となつてゐる3,884円について、主管課を通じて、過年度収入処理を行い、平成30年9月14日に当該職員から県に納入されていることを確認した。 今後、時間外勤務手当25%と休日勤務手

建築生活部

機関名	監査結果	講じた措置
文化創造課	時間外勤務手当等の支給事務において、1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことによる。	過払となつてゐる3,884円について、主管課を通じて、過年度収入処理を行い、平成30年9月14日に当該職員から県に納入されていることを確認した。 今後、時間外勤務手当25%と休日勤務手

り、1件3,884円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

物品の管理事務において、きふ清流文化プラザに所在していたワードプロセッサーなど5件(取得価格計601,440円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

当の関係について月をまたぐ場合は特に留意し、職員の1週間の労働時間について、出勤簿に加え時間外勤務手当時間数計算のための支援機能ツールを適切に活用することにより確認し、再発防止に努める。
当該5件については、総合財務会計システムからの物品一覧表から除却し、平成30年2月26日付けで会計管理者へ岐阜県会計規則(昭和29年岐阜県規則第19号)第203条に基づき事故報告を行った。
今後は、再発防止のため、平成30年4月12日付けの出納事務局からの通知に従い、物品の総点検を実施し、正確な物品台帳の整備を行う。
また、指定管理者に対しても各施設での適正な物品管理の指導を徹底し、物品管理体制の強化を図る。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
中央食肉衛生検査所	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,636円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当の過払分1件について、平成30年5月に本人の手続きを行い、平成30年5月18日に当該職員による納入を確認した。 今回の不適正な事例は、週休日の振替が複数週にわたって行われたことによる休日時間調整の見落としであったことから、今後は、時間外勤務手当時間数計算のための支援機能ツールを活用し、週休日の振替等の通知書、週休日登録/変更書及び出勤簿等関係書類を複数人で確認することとした。
中濃子ども相談センター	特殊勤務手当の支給事務において、支給対象となる職員の区分を誤ったことにより、福祉業務手当1件250円が支払不足となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	福祉業務手当1件の支払不足について、平成30年9月21日に追給を行った。また、特殊勤務実績簿を確認した結果、指摘事項と同様の支払不足が7件あったため、平成30年9月21日に追給を行った。 今後は、入庁時及び退職時に業務日誌に基づいて確認を行うとともに、月末に特殊勤務実績簿を出力して再チェックを行い、再発防止に努める。

農政部		再発防止に努める。	
機関名	監査結果	講じた措置	
農業経営課	<p>時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び割振り変更を行った日ともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該割振り変更を行った日について週休日の支給割合を適用していたことにより、1件9681円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払となっていた9681円については、平成30年9月27日に戻入済みである。時間外勤務手当等の計算事務について、人事課主催の研究を受講し、時間外勤務の支給規定について再度確認した。今後は、時間外勤務手当計算時、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」と「週休日の振替等」の通知書との整合性を厳密に行い、支給割合について十分に確認するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し再発防止に努める。</p>	<p>講じた措置</p>
里川振興課	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>不適正な処理がされた原因は、担当職員の入力誤り及び決算・承認する職員の確認漏れであるため、今後は時間外勤務手当の計算支援ツールの活用や複数の職員による算定額の確認を徹底するほか、特殊な事例について関係課に確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>	
中濃農林事務所	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料72,478円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故直後、所属長から関係職員に対し、より慎重な安全運転の励行を指導した。また、全職員に対しても直ちに注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から交通安全及び交通事故防止に関する周知徹底を行い、再発防止を図った。今後も継続的に注意を喚起し、職員の交通事故防止を徹底する。</p>	
農業大学校	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として49,083円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>交通事故を起こした職員に対し、所属長から厳重注意し、今後は細心の注意を払った安全運転をするよう指導するとともに、所属職員には、職員会議において、交通安全の職場研修を行い、交通事故防止の徹底を図った。今後も、継続し、職員会議において、県内の交通事故情報、交通安全県民運動らび、通信などの周知により安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行い、公用車の使用承認等での安全運転の呼び掛けにより</p>	
教育委員会		再発防止に努める。	
機関名	監査結果	講じた措置	
学校支援課	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,531円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足となっていた1件3,531円については、平成30年9月21日に該当職員へ追給を行った。また、平成29年度の時間外勤務手当の支給について確認したところ、指摘事項と同様の支払不足が2件6,749円あったので、該当職員への追給を併せて行った。今後は、給与事務に関する規定を再確認するとともに、時間外勤務手当等の計算支援ツールの活用や複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>	
体育健康課	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、時間外勤務手当の計算時において「時間外勤務手当等計算支援ツール」等を活用し、複数職員でのチェック等を徹底することで、再発防止及び適正な給与支給事務に努める。</p>	
岐阜商業高等学校	<p>物品の管理事務において、平成28年度の定期監査で現物実査の現物と物品一覽表との不整合について指摘を受けたことを踏まえて不整合の原因調査を行っていたが、平成29年度の現物実査においても原因の究明に至っていない物品が48件（取得価格計5,386,468円）あつたので、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成30年度の物品総点検にあわせて、指摘を受けた物品48件（取得価格計5,386,468円）の不整合の原因調査を行った。その結果、7件（取得価格計889,415円）は現物を確認し、14件（取得価格計468,537円）については取得価格が5万円未満であることから、消耗品へ分類換えを行った。残る27件に平成30年度の物品総点検で新たに不整合が判明した1件（取得価格82,950円）を加えた28件（取得価格計4,141,466円）は契合ができなかったため、亡失として処理し、岐阜県会計規則第203条に基づく事故報告を行った。今後は、物品を取得し、又は処分した際には、遅滞なく物品一覽表に反映させるよう出納員や会計員など複数人でチェックを行うことを徹底した。また、現物実査の際には、必ず複数の職員で確認を行うこととし、物品一覽表との不整合が発生しないよう管理を徹底し、再発防止に努める。事故発生時の報告を受け、直ちに現場確認</p>	
妻太高等学校	<p>校舎の屋上から落雪があつたことにより</p>		

警察本部		職員の手車を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として247,514円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めら れたい。	を行い、防護柵を設置した。また、校舎周 辺を点検し、落雪の危険箇所の除雪を行 い、あわせて「頂上注意」の掲示をした。 職員室の掲示板にて落雪事故の報告と落雪 のおそれがある場所には駐車しないよう注 意喚起するとともに、職員会議においても 同様に状況の説明し、生徒及び教職員の通 行に注意するよう周知した。 今後も生徒、来校者、教職員等の安全を 最優先に、適切な施設管理に努める。
機関名	監査結果	講じた措置	
岐阜中警察署	公務中の2件の交通事故について、修繕 料204,324円が支払われていたため、職員 の交通事故防止について一層の徹底を図ら れたい。	事故発生後は、当該職員に対して警務課 長が交通事故の原因、防止対策及び交通事 故がもたらす影響について、個別指導を行 った。 全署員に対しては、朝会等において警務 課長が交通事故事例、防止対策等の指示手 配をし、事故防止に対する意識向上に努め ている。 あわせて、注意喚起を図るために以下の 対策を講じた。 ・運転経験が浅い若手職員に対する運転技 能訓練の実施 ・署独自の小テストの実施 ・交通事故体験者の体験談発表 今後も、交通事故防止教育を継続し、公 用車事故の再発防止に向けて鋭意取り組 む。	
各務原警察署	公務中の1件の交通事故について、損害 賠償金として119,895円の費用負担が発生 していたので、職員の交通事故防止につい て一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、交通事故が公務に もたらす影響及び再発防止策について、幹 部による個別指導を継続的に行なった。 全職員については、閉庁日に行う朝会に おいて、警務課長が交通事故の状況を説明 して、具体的な注意事項を指示した。 また、自身が体験した通勤中におけると ヤリハット事例や、管内の交通危険箇所につ いて、職員が朝会において発表し、共通 認識するとともに、公用車交通事故のうち 当方が第一原因で、かつ、過失割合が10割	

その他		道路標識管理上の1件の事故について、 損害賠償金として437,756円の費用負担が 発生していたので、点検の徹底な実施等に より交通安全施設管理について一層の徹底 を図り、事故防止に努められたい。	の事故の発生を期するための一定のルール を、朝会において唱和することにより、安 全運転意識の醸成に努めている。 加えて、駐車場において、狭路脱出訓 練、方向変換訓練などの車両走行訓練を実 施して、職員の安全運転技能の向上を図 った。
機関名	監査結果	講じた措置	
議会事務局	時間外勤務手当の支給事務において、次 の不適正な事項が認められたので、速やか に措置するとともに、今後は適正に処理さ れたい。 1 1 週間の予定労働時間を超えていない にもかかわらず、これを超えていたとし て時間外勤務手当を支給していたことに より、1 件2,293円が過払となってい た。 2 1 週間の予定労働時間に休日勤務手当 が支給される時間を加えた時間を超えて いないにもかかわらず、これを超えてい たとして時間外勤務手当を支給してい たことにより、1 件3,019円が過払とな っていた。	2 件の時間外勤務手当の過払分について は、戻入手続を行い、平成30年8月24日ま でに該当職員から果ご納入されたことを確 認した。 今後は、平成30年4月26日に人事課から 各所属宛て配布された時間外勤務手当等計 算支援ツールを活用し、支給金額を確認す るとともに、決裁時にも複数人によるチェ ックを徹底することにより、再発防止に努 める。	

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

環境生活部		講じた措置
機関名	監査結果	
環境企画課	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料73,440円 が支払われていたため、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、備品の扱いについて 一層の注意を払うよう指導を行った。 また、課内会議においてパソコンをはじめ め物品について適切な使用及び管理を周知

廃棄物対策課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料13,400円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	徹底し、職員の毀損事故防止意識の向上を図った。 当該職員に対し、パソコンの取扱いについて一層の注意を払うよう指導を行った。また、所属職員に対して、パソコンをはじめとする県有備品について慎重に取り扱うよう周知徹底を図った。
--------	---	---

農政部		農政課	機関名	監視結果	講じた措置
農政修繕課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	農政修繕課	機関名	監視結果	講じた措置
農政修繕課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料31,220円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	農政修繕課	機関名	監視結果	講じた措置
岐阜農林事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	農政修繕課	機関名	監視結果	講じた措置
畜産研究所	搾乳施設の機器保守点検業務委託に係る契約事務において、契約書に完了検査の時期及び支払の時期が具体的に記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	農政修繕課	機関名	監視結果	講じた措置

国際園芸アカデミー	SDカードの管理事務において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 利用していないSDカードは一括して保管及び管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者がこれを行っていただけなかった。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していたものがあつた。	注意喚起するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な契約事務に努める。 利用していないSDカードは一括して保管及び管理を行うよう改善を図るとともに、定期監査後の職員会議において、外部記録媒体の適正な使用について職員全員に周知徹底を図った。 今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、職員の利用の都度、使用前後における必要な事務処理の徹底を注意喚起し、再発防止に努める。 指導事項については、事後ながら「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、所属長の確認を受けた。 今後は、特定個人情報取扱事務の取扱いについて、事前承認及び事後確認の徹底と、複数の職員による「特定個人情報取扱記録簿」の記録確認を行い、再発防止に努める。
-----------	--	--

県土整備部		機関名	監視結果	講じた措置
多治見土木事務所	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に規定する入札情報の公表が行われていないものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	機関名	監視結果	講じた措置
多治見土木事務所	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に規定する入札情報の公表が行われていないものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	機関名	監視結果	講じた措置
多治見土木事務所	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に規定する入札情報の公表が行われていないものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	機関名	監視結果	講じた措置

	<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として76,280円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p> <p>事故発生後、直ちに該当箇所周辺の危険木の伐採を実施し、再発防止措置を講じた。</p> <p>今後も、管内全路線の定期的な道路パトロールと危険箇所の補修を行い、道路事故の発生防止と道路管理の徹底に努める。</p>
--	---	--

都庁建築部	<p>機関名 監査結果</p> <p>下水道課 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,292円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>事故発生後速やかに全職員に対し、事故発生原因及び事故を起こした場合に必要な対応を周知し、毀損事故防止対策について注意喚起を行った。</p> <p>今後も定期的なパソコン等の物品の適切な取扱いや管理方法について注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
-------	--	--

教育委員会	<p>機関名 監査結果</p> <p>教職員課 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>USBメモリの管理事務において、既乗の際に情報セキュリティ取扱管理者の確認を受けていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>監査後直ちに所属職員に対して、物品の適正な取扱いについて注意喚起を実施した。</p> <p>今後は、職場研修などの機会をとらえて、その取扱いを徹底することで、毀損事故の再発防止に努める。</p> <p>監査後直ちに所属職員に対して、情報セキュリティの遵守について注意喚起を実施した。</p> <p>今後は、隔月で実施する情報セキュリティチェックとあわせて、情報資産の取扱いやその注意点を、所属職員に周知し、より一層の管理の適正化を図る。</p>
体育健康課	<p>特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>監査後速やかに「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、所属長の確認を受けた。また、特定個人情報取扱事務に関して、課内で具体的な取扱方法などについて再度周知を行った。</p> <p>今後は、特定個人情報取扱事務の発生した際に、その取扱状況を複数の職員で確認し、「個人情報」の適正な管理のための措置</p>

岐阜商業高等学校	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料104,976円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職員会議で職員に対し、パソコンを主題とした備品の適正な使用及び管理について周知徹底を行った。</p> <p>また、今後は職員会議等により備品の適正な使用及び管理の徹底について周知を図る。</p>
各務原高等学校	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料80,780円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生後の朝会で全職員に対し、パソコンなどの物品毀損事故防止についての注意喚起を行った。</p> <p>今後は、定期的な物品の取扱いについて注意喚起を行い、事故の再発防止に努める。</p>
妻木高等学校	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料114,804円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職員会議において備品管理の重要性と管理責任について周知するとともに、職員の机上及び机周辺の整理整頓を徹底するよう注意喚起し、事故の再発防止に努める。</p>

警察本部	<p>機関名 監査結果</p> <p>各務原警察署 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>当該職員に対しては、ノートパソコンの適正な使用及び管理について個別指導を行った。</p> <p>全職員については、閉庁日に行う朝会において、警務課長が毀損事故の状況を説明して、具体的な注意事項を指示した。</p> <p>また、持ち運びをするパソコンに注意喚起を表示して、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後も、物品の適正な使用及び管理について、随時、指導を実施し、事故防止の徹底に努める。</p>
------	--	--

(3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

危機管理課	<p>機関名 監査結果</p> <p>消防学校 時間外勤務について、時間外勤務時間数は減少傾向にあるものの、労働基準法第36条に基づく時間外労働・休日労働協定に定めた「延長することができる時間」を超えた時間外勤務が見受けられたので、同法及</p>	<p>講じた措置</p> <p>消防職員の教育指導という業務の性質上、特に4月から10月までの初任教育期間中は、時間外勤務を、時間外労働・休日労働協定の「延長することができる時間」以内に取り入れることが困難な場合があるため、</p>
-------	---	--

<p>で同協定を踏まえて時間外勤務削減の取組を一層加速されたい。</p>	<p>同協定で「特別条項」を設けることとし、平成30年6月28日岐阜県人事委員会に届け出た。</p> <p>その一方で、時間外勤務削減を図るため、1月当たりの時間外勤務の上限を40時間に設定し、各職員に自己管理の徹底を周知するとともに、月途中で多いと思われる職員に月末の見直しについてヒアリングを実施し、他の職員への業務の分担や訓練指導業務の免除など、必要な措置を講じた。今後この取組を一層徹底する。</p> <p>また、消防団員教育等のため、週休日等に勤務を命ずる必要がある場合は、同一週に振替週休日等を取得するよう指導しているが、場合によっては振替日等を提案するなど、休暇を取りやすい環境を整えている。今後も継続して振替週休日等の早期取得を指導していく。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="821 257 869 392">機関名</th> <th data-bbox="821 392 869 716">監査結果</th> <th data-bbox="821 716 869 1041">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 257 821 392">教育財務課</td> <td data-bbox="790 392 821 716"> <p>建築基準法第12条に規定する定期点検等(以下「12条点検等」という。)の委託契約事務において、仕様書のひな形を示して県立の高等学校及び特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)に組織造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等(以下「ブロック塀等」という。)の安全性等の点検と判定を行ってきたところである。</p> <p>しかし、平成30年6月に発生した大塚府北部を震源とする地震で小学生が崩れたブロック塀の下敷きになった事故が発生したことを踏まえて、ブロック塀等の緊急点検を行ったところ、県立高等学校等84校のうち、16校25か所が建築基準に適合していない状況が判明したことや、平成27年度から平成29年度までに行われた12条点検等でブロック塀等の項目において是正を要すると報告されたものは1校だけであったことから、安全性等の点検と判定が十分でない</p> </td> <td data-bbox="790 716 821 1041"> <p>県立学校の建築基準法第12条に規定する定期点検(以下「12条点検等」という。)は、ブロック塀等に対する安全点検や判定方法が不明確な仕様書に基づき実施されたため、受注者によってはその点検や判定の違いを生じさせた。</p> <p>今後委託する12条点検等では、業務内容をより明確化するため、仕様書にブロック塀等の点検留意事項や文部科学省の通知等による内容を特記するとともに、既存の点検チェックリストも点検が必要な項目を強調するなど改善した。</p> <p>今後の業務発注に当たり、受注者にとって業務内容をより理解できるよう工夫していく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	教育財務課	<p>建築基準法第12条に規定する定期点検等(以下「12条点検等」という。)の委託契約事務において、仕様書のひな形を示して県立の高等学校及び特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)に組織造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等(以下「ブロック塀等」という。)の安全性等の点検と判定を行ってきたところである。</p> <p>しかし、平成30年6月に発生した大塚府北部を震源とする地震で小学生が崩れたブロック塀の下敷きになった事故が発生したことを踏まえて、ブロック塀等の緊急点検を行ったところ、県立高等学校等84校のうち、16校25か所が建築基準に適合していない状況が判明したことや、平成27年度から平成29年度までに行われた12条点検等でブロック塀等の項目において是正を要すると報告されたものは1校だけであったことから、安全性等の点検と判定が十分でない</p>	<p>県立学校の建築基準法第12条に規定する定期点検(以下「12条点検等」という。)は、ブロック塀等に対する安全点検や判定方法が不明確な仕様書に基づき実施されたため、受注者によってはその点検や判定の違いを生じさせた。</p> <p>今後委託する12条点検等では、業務内容をより明確化するため、仕様書にブロック塀等の点検留意事項や文部科学省の通知等による内容を特記するとともに、既存の点検チェックリストも点検が必要な項目を強調するなど改善した。</p> <p>今後の業務発注に当たり、受注者にとって業務内容をより理解できるよう工夫していく。</p>	<p>かつた可能性がある。</p> <p>こうしたことから、まず、これまでの安全性等の点検と判定にはどのような課題があったかを整理する必要があると考えられ、仕様書にはその整理を踏まえて必要な事項を分かりやすく明示するなどの工夫を検討されたい。</p>
機関名	監査結果	講じた措置					
教育財務課	<p>建築基準法第12条に規定する定期点検等(以下「12条点検等」という。)の委託契約事務において、仕様書のひな形を示して県立の高等学校及び特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)に組織造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等(以下「ブロック塀等」という。)の安全性等の点検と判定を行ってきたところである。</p> <p>しかし、平成30年6月に発生した大塚府北部を震源とする地震で小学生が崩れたブロック塀の下敷きになった事故が発生したことを踏まえて、ブロック塀等の緊急点検を行ったところ、県立高等学校等84校のうち、16校25か所が建築基準に適合していない状況が判明したことや、平成27年度から平成29年度までに行われた12条点検等でブロック塀等の項目において是正を要すると報告されたものは1校だけであったことから、安全性等の点検と判定が十分でない</p>	<p>県立学校の建築基準法第12条に規定する定期点検(以下「12条点検等」という。)は、ブロック塀等に対する安全点検や判定方法が不明確な仕様書に基づき実施されたため、受注者によってはその点検や判定の違いを生じさせた。</p> <p>今後委託する12条点検等では、業務内容をより明確化するため、仕様書にブロック塀等の点検留意事項や文部科学省の通知等による内容を特記するとともに、既存の点検チェックリストも点検が必要な項目を強調するなど改善した。</p> <p>今後の業務発注に当たり、受注者にとって業務内容をより理解できるよう工夫していく。</p>					

岐阜県監査委員告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県教育委員会教育長から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年十二月七日

- 岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
- 岐阜県監査委員 太 田 維 久
- 岐阜県監査委員 山 本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 本 良 寛
- 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成28年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	19	5	1	13

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年10月22日に教育長から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
学校安全課	高等学校と特別支援学校においては応急対策に携わる教職員に係る非常食・飲料水の備蓄が進んでいないので、教育委員会全体で取り組む課題として検討された。	平成30年度予算として、全ての県立学校（高等学校及び特別支援学校）において非常時に応急対策に携わる職員の3日分の非常食、飲料水、携帯トイレ及び衛生用品を整備した。 (平成30年9月14日配備完了)

岐阜県監査委員告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年十二月七日

岐阜県監査委員 山 本 勝
 岐阜県監査委員 太 田 維
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 本 良
 岐阜県監査委員 杉 山 祐
 子 寛 久 敏

1 平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
団 体	指摘事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	2 0 0	2 — —	0 — —	— — —	— — —	0 — —
	指導事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	5 3 4	5 3 3	0 0 1	— — —	— — —	0 0 0
	計		12	11	1	—	—	0
所 管 機 関	検討事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	1 0 0	1 — —	— — —	— — —	— — —	— — —
	指摘事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	1 1 0	— 1 —	0 0 —	— — —	— — —	— — —
	計		1	1	0	—	—	0
合 計		21	19	1	—	—	1	

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年11月2日に知事から通知があったもの
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項
 ・検討事項：所管する事務の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指簿事項)に基づき講じた措置
指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
障害福祉課	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 (岐阜県福祉支援センター)	平成28年度事業報告書の収支決算について、利用中止等に起因し返還した額8,600円を利用料金として過大に計上していたので、今後は適正に処理されたい。	指簿事項について当該法人に対し対応を求めたところ、下記のとおり報告があり、確認した。 本施設の料金制度は、利用に先立って料金を徴収する前納制であり、料金を徴収した後利用中止や過払が判明した場合には、返還もしくは次回の利用に徴収済みの料金を充てる取扱いとされている。 本件は会計年度をまたいで上記の事例が発生したものであり、年度末に利用中止や過払が判明した収入済みの利用料金については、年度内に次回の利用がない場合には返還しなくてはならなかったが、誤って既に申込みのあった4月の利用に係る利用料金に充ててしまったものである。 今後は、年度末に利用中止や過払が判明し、その後当年度での利用がない場合には、翌年度の利用料金に充てるのではなく、申請者に利用料金を返還するよう、全職員に対して取扱いを徹底した。 また、会計職員のみならず、複数の職員で処理状況を確認することによって適正な事務処理を行うこととした。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年十二月七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
クスリのアオキ草ヶ丘店
可児市草ヶ丘一丁目一番二 外
- 二 意見の概要

- ・ 可児市長の意見
 - ・ 騒音の対策について
 - ・ 光害について
 - ・ 周辺への影響について
- (届出事項 新設)

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年十二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 凍結防止剤(塩化ナトリウム)計1,326,500kg

- (1) 岐阜県郡上土木事務所において調達するもの 1,200,000kg
- (2) 郡上市役所において調達するもの 126,500kg

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年9月21日

4 落札者を決定した日 平成30年11月1日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉井町5番地

株式会社ケミック

取締役社長 林 正啓

6 落札金額 1kg当たり35.2円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 岐阜県郡上土木事務所との契約手続に関する事。

ア 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所管理調整係

イ 所在地 郡上市八幡町初音1727番地2

(2) 郡上市との契約手続に関する事。

ア 部局の名称 郡上市役所総務部契約管財課

イ 所在地 郡上市八幡町島谷228

平成三十一年度岐阜県立高等学校全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）第二条第二項の規定により、平成三十一年度岐阜県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員を次のように定める。

平成三十年十二月七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

平成31年度 岐阜県立高等学校入学定員

単位：人

() 内は、県外からの募集人員

県 立 全 日 制 の 課 程							
学科(群) 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科(群)	工業に関する 学科(群)	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
岐 阜	360						360
岐 阜 北	360						360
長 良	360						360
岐 山	280				理 数 80		360
加 納	320				音 楽 40 (4) 美 術 40		400 (4)
羽 島 北	280						280
岐阜総合学園						280	280
岐 阜 城 北					生活文化 80	160	240
岐 阜 商 業				情報処理 120 国際コミュニ ケーション 40 流通ビジネス 120 会計システム 80			360
岐 南 工 業			機 械 80 自 動 車 40 電 気 40 電 子 40 建 築 40 土 木 40				280
各 務 原	280						280
各 務 原 西	280						280
岐阜各務野				ビジネス 160	情 報 40 福 祉 40		240
本 巢 松 陽	240						240
岐 阜 農 林		動物科学 40 園芸科学 40 食品科学 40 流通科学 40 生物工学 40 森林科学 40 環境科学 40					280
山 県	120						120
羽 島	160						160
岐 阜 工 業			航空・機械 工学科群 120 電気・電子 工学科群 80 建設・デザイン 工学科群 80 化学・設備 工学科群 80				360
揖 斐	60				生活環境 60		120
池 田	160						160

大 垣 北	320						320
大 垣 南	240						240
大 垣 東	280				理 数 40		320
大 垣 西	200						200
大 垣 養 老		食品科学 40 環境園芸 40 生産科学 40				120	240
大 垣 商 業				総合ビジネス 120 会 計 80	情 報 40		240
大 垣 工 業			機 械 80 電 気 40 電 子 40 情報技術 40 化学技術 40 建設工学 40 電子機械 40				320
大 垣 桜					服飾デザイン 40 食 物 40 生活文化 80 福 祉 40		200
不 破	120 (6)						120 (6)
海 津 明 誠	120 (6)			情報処理 40 (2)	生活福祉 40 (2)		200 (10)
郡 上 北	120						120
郡 上	120	総合農業 学科群 80					200
武 義	120			商 業 40 情報処理 40			200
関 有 知	120 (6)				生活福祉 40 (2)		160 (8)
関	280						280
加 茂	240				理 数 40		280
加 茂 農 林		食品科学 40 園芸流通 40 環境デザイン 40 森林科学 40 生産科学 40					200
八 百 津	120 (6)						120 (6)
東 濃	120 (6)						120 (6)
東 濃 実 業				ビジネス管理 80 ビジネス情報 80	生活文化 80		240
可 児	280						280
可 児 工 業			機 械 80 化学技術 40 建設工学 40 電気システム 40				200
多 治 見	200						200
多 治 見 北	240						240
多 治 見 工 業			セラミック 40 (4) デザイン 40 電子機械 40 電気システム 40				160 (4)

瑞 浪	70				生活福祉 70		140
土 岐 紅 陵						105	105
土 岐 商 業				ビジネス 140 ビジネス情報 35			175
恵 那	160				理 数 80		240
恵 那 南						60	60
恵 那 農 業		園芸科学 40 (4)					160 (8)
		食品科学 40					
		園芸デザイン 40 (4)					
		環境科学 40					
中 津	200						200
坂 下	30				生活文化 30 福 祉 30 (3)		90 (3)
中 津 商 業				ビジネス 120 ビジネス情報 40			160
中 津 川 工 業			機 械 40				160
			電 気 40				
			建設工学 40				
			電子機械 40				
益 田 清 風	80			ビジネス情報 40		80	200
斐 太	280						280
飛 驒 高 山	80	園芸科学 40		情報処理 40	生活文化 40		320
		生物生産 40		ビジネス 40			
		環境科学 40					
高 山 工 業			機 械 40				160 (4)
			電 気 40				
			建築インテリア 40 (4)				
			電子機械 40				
吉 城	90				理 数 30		120
飛 驒 神 岡						80 (4)	80 (4)
県立高等学校 計	7,490 (30)	960 (8)	1,640 (8)	1,455 (2)	1,140 (11)	885 (4)	13,570 (63)

(注1) 岐阜高等学校、岐阜北高等学校、羽島北高等学校、各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、山県高等学校、大垣南高等学校、大垣西高等学校、不破高等学校、郡上北高等学校、郡上高等学校、関高等学校、東濃高等学校、多治見高等学校、中津高等学校、益田清風高等学校、斐太高等学校、吉城高等学校及び総合学科は、単位制

(注2) 県外からの募集人員は、定員の内数であり、県外からの募集により入学できる生徒数の最大値

単位：人

県 立 定 時 制 の 課 程							
学科	普 通 科	農 業 に 関 する 学科	工 業 に 関 する 学科	商 業 に 関 する 学科	家 庭 に 関 する 学科 及 び そ の 他 の 学 科	総 合 学 科	計
高等学校							
華陽フロンティア	部 80 部 80 部 40						200
岐 阜 商 業				商 業 40			40
岐 阜 工 業			工 業 技 術 40				40
大 垣 商 業				商 業 40			40
大 垣 工 業			工 業 技 術 40				40

平成三十年十二月七日発行

加 茂	40						40
東濃フロンティア	部 部 部 40 40 40						120
中 津	40						40
飛 驒 高 山	40						40
計	440		80	80			600

(注) 県立定時制課程は、単位制

単位：人

県 立 通 信 制 の 課 程							
学科	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
高等学校							
華陽フロンティア	240						240
飛 驒 高 山	80						80
計	320						320

(注) 県立通信制課程は、単位制

単位：人

県 立 専 攻 科							
学科	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
高等学校							
多治見工業			陶磁科学芸術 30				30

発 行 所

岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社